

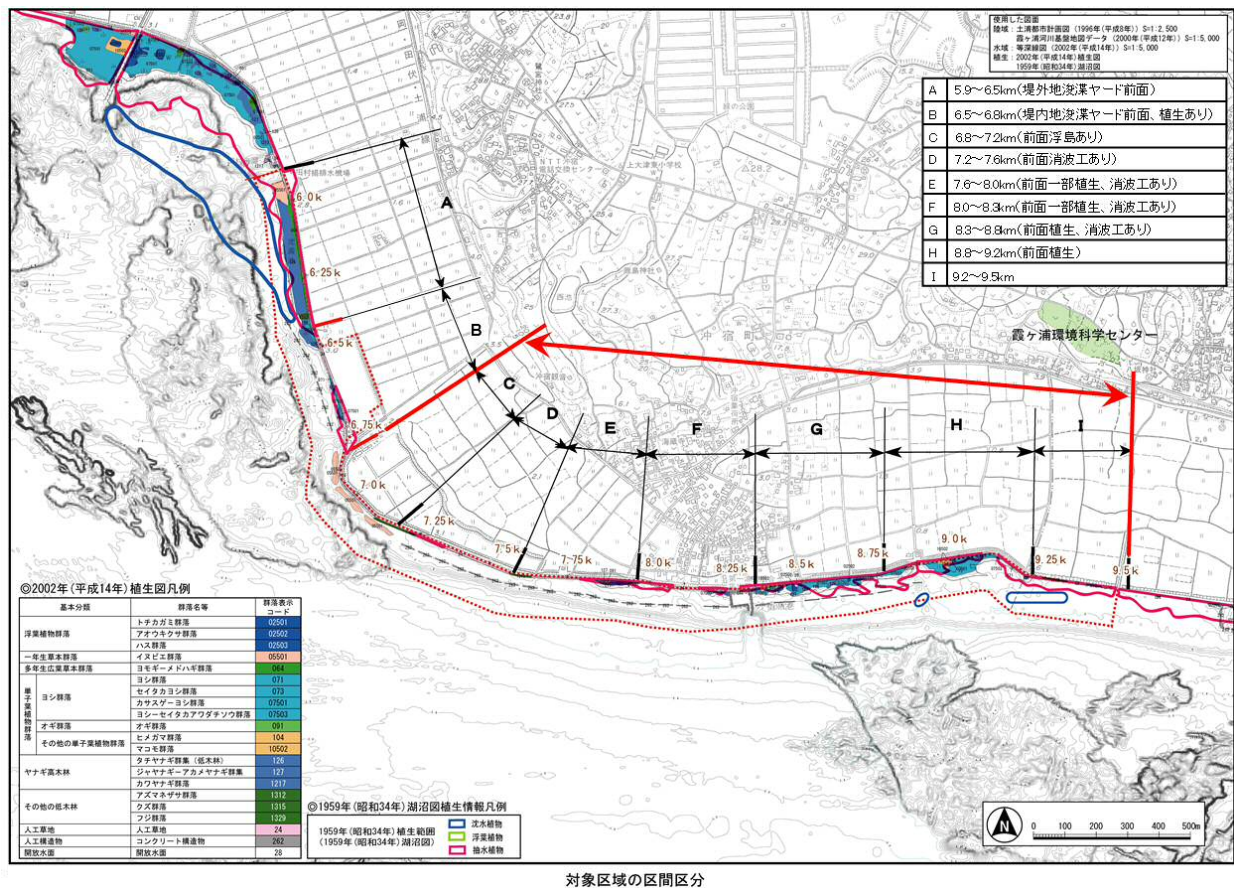
<霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画書【C～I区間】の概要>

1. 実施主体

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所

2. 自然再生の対象となる区域

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の対象区域のうち、西浦中岸 6.8km～9.5km (C～I) の区間。



3. 自然再生事業の実施内容

(1) 事業の目的

- ・ C～F区間：残存する植生の保全や散策利用等に配慮した景観の保全を図る。
- ・ G区間：衰退しつつある既存ヨシ原を消波工の効果も考慮しながら、保全、再生し、過去に一体的な植生群が生育したH区間と一体的な整備を行う。
- ・ H区間：衰退し株化しつつあるヨシや水生植物が生育する良好な既存の湖岸植生を保全するとともに、「かつての霞ヶ浦に普通に見られた」湖岸景観を再生する。また、安全で効果的な環境学習の場として活用する。
- ・ I区間：消失した湖岸植生の再生とともに、安全で効果的な環境学習の場として静穏な浅場を整備する。

(2) 事業内容及び期待される効果

○養浜工(ワンド、浅場等)、突堤、人工リーフ等の整備 ～「湖岸環境の保全・再生」に向けて

- ・ 多様な水深帯を形成することにより、抽水植物や沈水植物などが自然に繁茂できる基盤が形成され、それぞれの環境に応じた多様な生物の生息環境が形成される。
- ・ 自然撈乱を積極的に取り入れることによって、維持管理に要する労力が比較的軽微にな

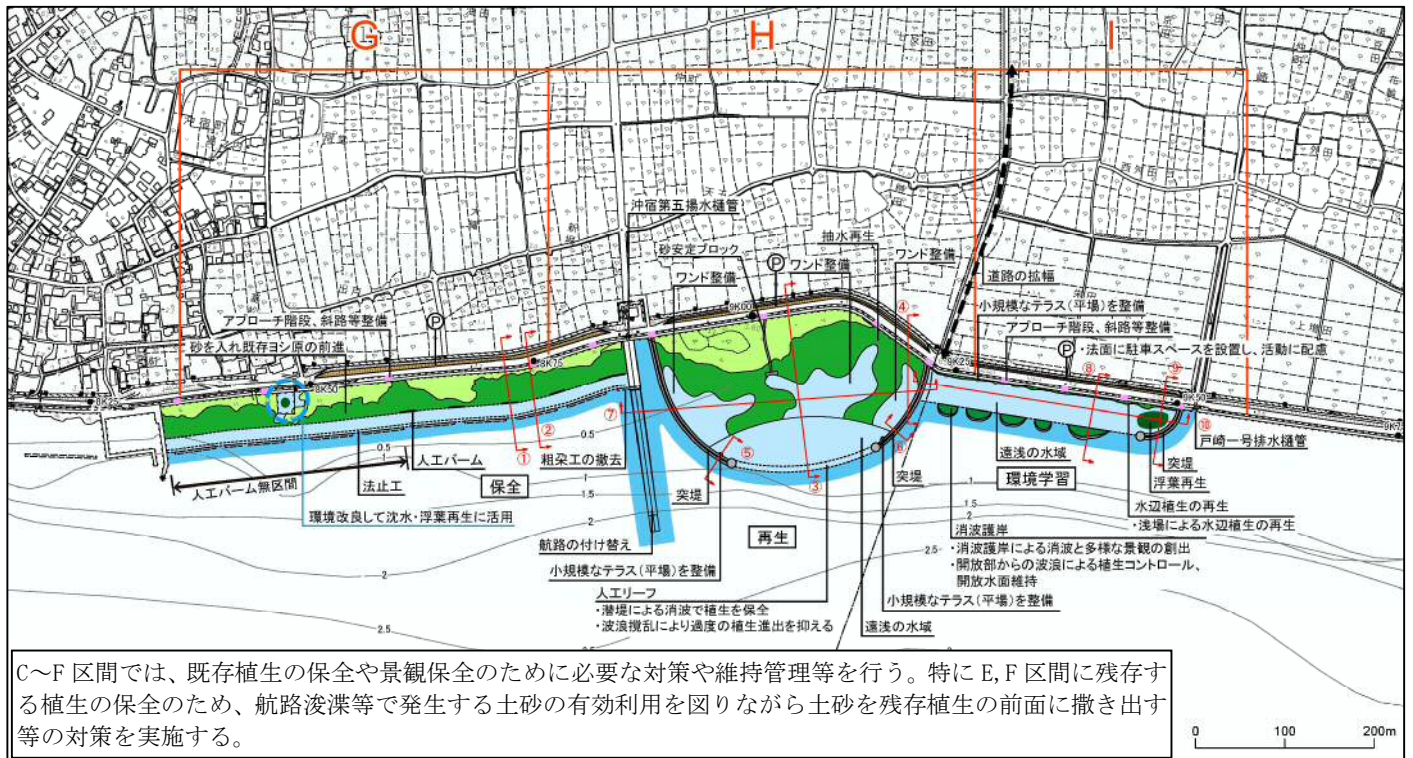
るものとする。

○養浜工の整備 ～「湖岸景観（場）の再生」に向けて

- ・既存植生を保全しながら、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。

○アクセス路、小規模なテラスの整備 ～「人と湖のつながりの再生」に向けて

- ・堤防天端道路は車両の通行が多く安全でないため、堤防の平場を活用して新たな歩行線形成する。また、突堤を活用して、植生の沖側の遠浅の空間に近づけるようにし、水辺に近づける環境学習の場、散策や写生の場として利用される。
- ・身近な親水空間は、人々の憩いの場、安らぎの場として利用される。
- ・環境学習の場としての利用によって、人と湖の関わりや湖岸環境についての理解を深め、人と湖のつながりが再生される。



C～F 区間では、既存植生の保全や景観保全のために必要な対策や維持管理等を行う。特に E, F 区間に残存する植生の保全のため、航路浚渫等で発生する土砂の有効利用を図りながら土砂を残存植生の前面に撒き出す等の対策を実施する。

C～I 区間計画平面図（C～F 区間は計画図なし）

(3) 維持管理・モニタリング及び環境学習等

○モニタリング調査の方針

- ・施工による自然環境への効果、影響を把握するために、「事前モニタリング」、「事後モニタリング」を実施する。
- ・自然再生目標として掲げられている「湖岸景観（場）の再生」、「生物の多様性」の達成状況を測るため、創出された環境（場）の状況、景観の変化及び生物の利用状況をモニタリングする。
- ・調査の詳細については、協議会と十分協議して決定するものとし、可能な限り多様な主体との協働で実施するものとする。
- ・環境調査、景観調査、生物調査をそれぞれの調査目的に沿って実施し、調査結果に応じて調査手法、調査項目、調査地区を柔軟に見直していく。
- ・モニタリング結果は、逐次協議会に報告する。

○施工後の植生管理の考え方

- ・堤防については、国土交通省が草刈り等の管理を行う。
 - ・堤防以外のエリア（堤防より湖側）については、原則として自然の遷移に委ねるが、外来種の繁茂が懸念される場合には、法律に基づき管理を実施する。
- なお、10 年程度の区切りにおいて植生の遷移状況を踏まえ、植生管理の方法について、検討を行うものとする。